

実施推進検討会議中間報告についての意見募集結果(本文関係)

1 はじめに	
2 法令外国語訳推進の方向性	
(1) 法令外国語訳に対するニーズ	
(2) 現状と課題(基盤整備の必要性)	
<p>経済のグローバル化の進展に伴い、企業社会において、国際的な法務案件が急増している。わが国の法令については、信頼できる外国語訳が少ない。そのため、外国企業の日本法に関する理解が乏しく、国際取引において、残念ながら、日本法の利用が敬遠されがちなのが実情である。</p> <p>経済界においては、(1)外国企業等との契約交渉や訴訟、(2)外国企業との共同事業、(3)外国への事業進出、(4)海外支社・営業所等からの照会、(5)外国人労働者と雇用契約締結時、社内の外国人社員への説明、(6)外資系企業への説明、外国企業の日本進出への支援、海外からの対日投資の支援、海外機関投資家等への説明など、わが国法令の外国語訳利用のニーズが大きい。</p> <p>しかし、従来、利用者が必要な場合に、必要の都度、個別に業者等に法律の翻訳を委託するなど、膨大なコストを余儀なくされてきた。しかも、翻訳された成果物が共通利用されることも少なかった。また、「債権」や「担保権」など、わが国と外国との間で概念の異なる用語や、「許可」「承認」「認可」等の基本用語について、統一的な訳語がないという問題もある。</p> <p>海外においては、ヨーロッパ諸国のみならず、韓国、中国などのアジア諸国も、既に主要法令について、政府が英訳を行っており、インターネットなどで公表しているところが多い。</p> <p>わが国においても、政府の強力なリーダーシップの下で、法令全般について、信頼性の高い外国語訳を体系的に整備し、広く国際社会に発信していくことが急務である。法令外国語訳化は、(1)わが国経済社会の透明性の飛躍的向上、(2)途上国への法整備支援の推進、(3)法制度の国際的なハーモナイゼーションへの主体的参加、(4)対日投資の促進、(5)国際取引の円滑化をはじめ、わが国の国益の増進にとって、大きな意義を有する。こうした公益性、公共性が高い作業は、国民生活、経済活動、国家活動などの基本インフラであり、政府がリーダーシップを発揮して主体的に取り組むべきものである。</p>	(社)日本経済団体連合会
<p>中小企業の国際活動をより円滑化するとともに、対日投資促進による日本経済活性化に資することを目的として、政府において、十分な予算措置を講じた上で、統一的かつ体系的な法令外国語訳を可能にする体制を速やかに整備し、信頼できる質の高い日本法令の外国語訳を容易に継続的に利用することが可能な環境を早急を実現すべきである。</p>	日本商工会議所
<p>日本の法令を外国語訳することは対日投資の促進等の観点からもその重要性は極めて高いものと思われ、政府がイニシアティブをとってこの活動を推進することに積極的に賛成する。</p>	(社)日本貿易会

<p>「法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告」では、「我が国の経済発展にとって重要な国家戦略と位置づけられる対日投資を促進するためには、法規制の内容など我が国の法制度の透明性を高めなければならない。」と述べられており、ACCJはこの見解を称賛する。また関連する法律および条令をビジネスの世界共通語である英語に翻訳することは好ましい一歩であると考え政府の取り組みを支持する。さらに、政府全体の透明性を向上させ、2008年までに対日FDIを倍増させるという政府の公式目標を達成するための一歩としても、この中間報告を歓迎する。</p> <p>この報告には、既存の法令翻訳の整合性の欠如、品質のばらつき、更新頻度の低さなどの問題が多数あることが指摘されており、ACCJもこれに同意する。これら翻訳された法令の一部には更新を必要とするものが含まれており、更新されることにより翻訳に使用される用語は、翻訳の基本的手法や提案された対訳辞書に基づいた検討会提言の基本的枠組みに合致するものとなり得る。</p>	<p>在日米国商工会議所</p>
<p>グローバル化の進む現代のビジネス環境では、翻訳および用語の統一はこの上なく重要となっています。外国企業は、統一的で信頼できる外国語訳に大きく依存しています。</p> <p>欧州委員会は、日本の法令の外国語訳の整合化への取り組みの開始を高く評価いたします。このような取り組みは、2003年の日・EU定期首脳協議の際に、日・EU間の双方向投資の促進を優先課題とすることに合意した小泉首相とプロディ前欧州委員会委員長の決意に応えることになるでしょう。</p> <p>欧州委員会はこの取り組みを全面的に支持しており、近い将来における目標達成のために、日本政府がこの取り組みに十分な財源を割り当てることを望みます。</p>	<p>駐日欧州委員会代表部</p>
<p>EBCは、できるだけ多くの法令を外国語に翻訳するという目標を全面的に支持します。日本で活動する外国企業にとって、英文の法令へのアクセスは絶対に不可欠です。EBCでは、日本の法令の法的明確性と幅広い国際的理解は、日本の法制の国際的認識の促進、そして長い目で見れば対日直接投資の促進のための重要なツールの役目も果たすと確信しています。</p> <p>EBCは、中間報告でなされている主な主張を全面的に支持する一方、翻訳資格問題を検討する際には、より大きな全体像を見失うことがないように用心されるよう強く要望します。日本の法令の大々的かつ継続的な英訳作業を確保するシステムの創設・維持面では政府が主導権を握る必要があるでしょう。民間への委託は、多くの場合、有望な代替案になるとみられ、信頼できる一貫した翻訳ルールが設けられた暁には、民間は、新訳推進面の原動力となりえます。とはいえ、構想されているシステムの創設が相当の投資を要することは否定できません。このプロセスにおいて政府の側が投資の規模とコミットメントに関して妥協するようなことがあれば、表明された目標の達成が失敗に終わる公算は大です。</p>	<p>欧州ビジネス協会</p>

日本法令の外国語訳、特に英訳は、従来民間の出版、各府省が必要に応じて翻訳したもの、法律事務所で個別的依頼により翻訳したものなどが存在した。しかしこれらは、統一的な訳語がないこと、翻訳が生硬で使い勝手が悪いこと、民間任せでは重複的に多額のコストがかかるし公開もされないこと、府省翻訳のものでも自由に利用できるアクセスポイントが整備されていないことなどから、日本の法制度は諸外国から十分に理解を得ることができず、「日本の法律はブラック・ボックス」と言われてきた。

良質な翻訳による日本法令を国際的に発信する必要性は、様々なジャンルから指摘されてきた。経済界からは、国際取引の円滑化や対日投資の促進のための必要性がかねてから主張されている。「日本法の国際化」という意味では、弁護士がかかわる国際的取引やその紛争解決のツールとして、また発展途上国の法整備支援活動や法の世界における世界的ハーモナイゼーションの進展に対応するためにも、良質な外国語訳は不可欠である。在日外国人の司法アクセス促進は勿論、諸外国における日本法研究も進展することになるし、また研究者のみならず一般に「法社会」としての日本理解が進むことは、国際社会における日本という国の「透明化」を促進するために、大きな力を持つことになる。

以上のように、日本法令の外国語訳の推進とその国際的発信は、国として最も基礎的な、しかも極めて重要な社会的インフラストラクチャーというべきものであって、国家戦略として実施すべき重要な課題である。一連の司法制度改革の中で、司法の国際化のためにこの基盤整備を政府の事業として実施することとなった。自由民主党政務調査会司法制度調査会の詳細な提言(2004年(平成16年)6月15日の「日本の法制度の国際的発信の推進に関する提言」)や財界その他から同趣旨の意見・提言において、まさに「国家戦略」として、日本の経済・文化の発展のために的確に取り組むべき喫緊の課題として位置づけられたことによって、検討事業がスタートすることになったのである。

このようにこの課題は、民間に委ねたままでは、訳語の統一性が確保できず、また翻訳コストが高額なことから翻訳の促進は期待できず、さらに自由なアクセスポイントの整備は困難であることを前提として、政府が基盤整備を行うということに重要な意義がある。

日本弁護士連合会

日本で研究する外国人からも非常に必要と指摘されるので、ぜひ進めてほしい。

-・男

一日も早い法令外国語訳の推進を希望致します。ボーダーレス社会におけるインフラ整備に不可欠であり、またとかく顔が見えないとされる日本ですが、法治国家としての日本について、その法律文化を世界に向けて積極的に情報発信をするためにも必要であると考えます。また永らく国際取引の現場に居た者として感じた身近な問題として、国際契約交渉における契約の準拠法の指定に関して、先ずは自国の法律である日本法を主張するというようなことが行われますが、世界的に見て日本語を解する人口が少ないことから、往々にして日本語を解せないという理由で一蹴されてしまうようなことがありますので、このような問題の解決の一助になるものと期待しております。

大学教員・男

政府の新たな取り組み、応援したいと思います。良質の翻訳があれば、学内の留学生に日本の法律をよりよく知ってもらえると思います。イラクなど、これから新たな道を歩む国にとって、日本のすばらしい法律を知ってもらうことは有益です。そのためには、最低限英訳は完備して、他の国に対して説得力を持たせないといけないのではないのでしょうか。また、報告書では、3年間の翻訳を予定しているようですが、英語以外はどうするのでしょうか？オランダやフランスの留学生も多くいます。毎年数多くの法案が国会に提出されています。継続して翻訳するメリットはあると思います。

学生・女

日本政府の努力を評価したい。韓国では法制処が全部翻訳してます。日本もできると思います。どこか翻訳するところがないですか。英語は大事です。だけど、その後には、韓国語も忘れないください。

学生・男

この報告書では、政府がやるのかやらないのか、今一はっきりしない。どうせ貴重な時間を使って議論するなら、「やる」とはっきり言い切ってすぐにスタートすればよい。

会社員・男

3 翻訳のための基本原則(翻訳ルールの策定)		
(1) 基本的考え方		
<p>翻訳の基本原則を明らかにして今後の官民における翻訳作業を推進するため翻訳ルール(ガイドライン)を策定することに賛成する。</p>	(社)日本貿易会	
<p>EBCでは、多大の翻訳作業と辞書編纂のメリットをフルに実現するためには、法的拘束力のある公定訳の体系を設けることを最終的に目指すべきだと考えています。少なくとも、最終稿に責任をもつ翻訳者を政府が管理・確保できるようにする認証システムの導入を検討すべきです。</p>	欧州ビジネス協会	
<p>「翻訳ルールは、基本的には関係府省、民間団体等において翻訳を行う際の参考となるガイドラインとし、関係府省等がこれに準拠して翻訳を行った場合でも、これを公定訳とはしない」とのことですが、今般の外国語訳推進事業が海外からの投資を促進すると同時に投資者とのトラブルに備えるための事業であることから、関係者の間で相当な額の資金投入に対する合意がほぼ得られているにも拘らず、その成果物に公権的な解釈を入れないつまり公定訳としないというのであれば、何のために国を挙げて外国語訳を推進するのか国民には理解しがたいのではないのでしょうか。従って、極力公定訳を目指すべきではなからうかと考えます。</p> <p>法令自体法解釈の分かれる条文もあるので公定訳が難しいとの意見もあろうかと思いますが、その場合条文訳のほか脚注も入れ脚注自体も翻訳するようにして日本法令を広く世界に発信し、国際社会に我が国の法制度が正確に理解されるよう努力する必要があるかと考えます。</p>	日本司法書士会連合会	
(2) 翻訳の基本スタンス		
<p>翻訳の基本原則にある基本的考え方では、入手しやすく簡単に読める英語訳の必要性が述べられており、この案には支持を表明したい。特に、読者には一定の英米法知識があり日本法および日本語の知識はないことを前提として、法令を英語に翻訳すべきという姿勢に賛意を表す。さらなる要望としては、翻訳物は日本語の用語のローマ字表記を含まないものとし、技術的用語は必要に応じてわかりやすく言い換えられることが挙げられる。</p>	在日米国商工会議所	
<p>必要に応じ主語や目的語を補うことによって訳文を英語の文法構造によりフィットしたものにする必要性に関する中間報告の主張はわかるものの、翻訳におけるこの種の明確性が却って混乱を招くおそれのあることをEBCは懸念しています。原文より明確な訳文にすることは、由々しきビジネス面の含みをもちかねず、既存のあらゆる定訳の信頼性を損なうおそれがあります。</p>	欧州ビジネス協会	
<p>意見に賛成です。</p>	日本司法書士会連合会	
<p>中間報告では、「国際取引の円滑化、対日投資の促進、法整備支援の推進といった」ニーズに鑑みて、「英米法に関する一定の知識はあるが日本法及び日本語に関する知識がない者(例えば、法律実務家や企業関係者等)を利用者として想定し、そのような利用者が法令の原文の趣旨を理解できるよう」にすることを法令翻訳の基本スタンスとしていらっしゃいますが、私どもとしては、2(1)法令外国語訳に対するニーズの末尾でとりあげている「在日外国人の生活上の利便向上等の観点も」よりいっそう重視されることを要望いたします。</p> <p>法令外国語訳において、国際取引の円滑化、対日投資の促進という企業のニーズが重要なことは十分に認識できます。一方で、在日外国人各人は、日本法令下で納税義務や社会保険料の負担を求められながら、その根拠である法令に容易にアクセスする時間的余裕や日本語の理解力を持ち合わせていない場合が多いグループと考えられます。こうしたグループを、政府による翻訳整備によるサービスを受すべき層の第一として企業と共に考慮していただきたいと考えます。</p> <p>また、将来的には、在日外国人の中で英語を母国語としないグループも考慮して翻訳対象言語を拡大していかれることを望みます。</p>	全国社会保険労務士会連合会	

<p>法令翻訳の基本スタンスとして、「英米法に関する一定の知識はあるが日本法及び日本語に関する知識はない者を利用者として想定すること」、また「分かりやすさを重視し、英語を母国語にする者にとってわかりやすい訳を目指す」ことに全面的に賛成であり、是非この基本スタンスで進めて頂きたいと思います。</p>	<p>大学教員・男</p>
<p>(3) 標準対訳辞書</p>	
<p>中間報告における翻訳間の整合性を確実にするための対訳辞書という提言は、歓迎すべきものといえる。関連用語が随時更新される電子化辞書に登録され、逐語訳に説明が補足されたものが完備されれば、法令の翻訳は促進され、立法者の参照用としても役立つだろう。</p>	<p>在日米国商工会議所</p>
<p>EBCは、主要な用語・言い回し等の公式辞書の作成を通して統一性を推進するという提案を心強く思います。訳語の統一性は、英語のネイティブ・スピーカーと、英語を第二言語として用いる外国人双方の間で日本の法令についてのより良い理解を推進する鍵となるものです。</p>	<p>欧州ビジネス協会</p>
<p>意見に賛成です。特に、「日本語の用語等をそのままローマ字表記のみで表示することは、英語を母国語とする者の理解を困難にするという指摘がなされており、特段の必要がない限り、行わないものとすべきである。」ということについては、私どもも司法書士を「shiho-shoshi lawyer」と訳していますが、この訳自体適切か否か現在見直し中です。 外国に理解されにくい日本の法律家制度を紹介しないし翻訳する場合には、弁護士と類似した司法書士をはじめとした専門職についての訳語に注意しながら、日本の法制度を外国に理解してもらう必要があると考えます。</p>	<p>日本司法書士会連合会</p>
<p>(4) 翻訳ルールへの準拠性の確保</p>	
<p>省庁間の翻訳の整合性を一層向上させるため、関連省庁に対して中間報告にある翻訳ルールに準拠することを求める本報告の提言をACCJは歓迎する。また、本報告の提言は、2008年の初期プログラム終了後に、制定されたルールに準拠した法令の翻訳の役割を民間団体がより積極的に担うことを可能にするうえでも有益となるだろう。民間団体の関与は、「民間にできることは民間に委ねる」という政府の理念にも合致する。</p>	<p>在日米国商工会議所</p>
<p>翻訳作業に段階を設け、工程表を作成し、第1次訳ができた段階で関係部署や団体等から意見募集することで更に翻訳の精度を上げるようにすべきであると考えます。</p>	<p>日本司法書士会連合会</p>
<p>EBCは、すべての法令を政府が単独で翻訳することの困難さも十分に理解しており、したがって、公式辞書を民間企業の使用にも供するという案を支持します。ただし、政府が準拠性を監視・管理することが重要です。この面でも認証システムが役立つでしょう。</p>	<p>欧州ビジネス協会</p>
<p>翻訳ルールへの準拠性の確保のための公的認証の制度導入は、将来の検討課題であるとのことであるが、政府による翻訳ルールが明確になったとしても、そのルール遵守が翻訳に徹底されていない場合、その翻訳の正確性について信頼性がなく、従来の民間企業が行った翻訳と同様の問題が生じるものと考えられる。すなわち、政府が翻訳ルールを作成する以上、その翻訳ルールにのっとった翻訳として信頼できるものが市場に公表されていないければ、結果として民間企業が翻訳したものを弁護士が最終的にチェックする必要性が否定できず、翻訳コストがかかることになり、翻訳利用者に著しい経済的負担やコミュニケーション上のトラブルを生じさせるからである。準拠性について問題になった場合市場淘汰により解決するというのは、翻訳利用者にとこれまでと同様の負担を強いることになりかねないものと考え。特に、政府による基盤整備後の翻訳推進は、民間においてなされることを想定しているとのことである以上、政府の認可を受けた第三者的認証機関による認証システムを早急に構築する等して、質の高い信頼性のある法令の外国語訳の確保をしていただきたく思う。</p>	<p>弁護士・女</p>

4 翻訳推進の在り方

(1) 基本的考え方

中間報告では、全体を通じて、今後の法令外国語訳整備を民間任せにしかねないような記載が少なくない。上記のような日本法令の外国語訳の整備の意義に鑑みれば、政府が責任を持って信頼性の高い外国語訳化に取り組むという基本姿勢を明確化すべきである。例えば、関係府省が質の高い翻訳を行うことや、新規立法、法令改正に際して外国語訳を早期に公表することを原則とする必要がある。また、政府の責任において既存法令に関する信頼できる翻訳を推進するのみならず、今後も継続的に責任を持って取り組む方針も打ち出すべきである。

また、政府が3年間で翻訳する対象法令等を定める翻訳実施計画の内容についても、従来のように各府省の自主的な判断によって決めるのでは、省庁間で温度差が生じることは必至である。翻訳対象法令や翻訳時期等については、ユーザーの意見を十分に反映した形で、定期的に見直していくべきである。

政府がイニシアティブをとって基盤整備を行うとの基本原則に賛成する。但し、基盤規格・整備方法において民間との協議の場を設け共同で検討・決定することが望ましい。

政府が法律の英訳を今まで放っておきながら、なぜ今頃になって新しい看板でそれをはじめめるのか、私は疑問である。なぜならば、私の勤務する財団法人英文法令社は第二次世界大戦後日本が敗戦を迎え、米国の占領下にあった時期から問題意識を持ち、憲法の起草者の一人である金森徳次郎先生をはじめとする当時の日本の首脳陣が、法律の英訳の必要性を痛切に感じ、各省庁の了承のもと昭和31年に現在の「検討会議」と同じ問題意識の下、弊社という法令の英訳を目的とする機関を設立して、現在まで約50年にわたって、地道に事業を続けてきたからである。そもそも、なぜ昨今パブリック・セクター（公的部門）が問題視されているのかお解りか。それは「予算を取ってやります（ある内閣府の官僚の方の言葉）」と言うと聞こえは良いが、要するに国民の税金を使って官業を肥大化させているだけではないのか。

しかも、「中間報告」を読むと、平成18年度から平成20年度までは政府が英訳を行うが、それ以降は民間に委託して翻訳を各省庁がバラバラで「適宜」それを行うという。そんな縦割りで、膨大な法改正を英訳で追いかけて行くことができるのか私は甚だ疑問である。一回こっきり民間にやらせて改正のメンテナンスもせず、あとは自分たちは「あそこの翻訳会社は質が低いとか高いとか」評論ばかりして、自分たちは監督しているだけでよいと思っている役人が非常に多いのではないか。私の経験によれば、法律の英訳に関心のある役人はそんなに沢山はいない。ある財務省の役人は私たちが人知れず日本の法務インフラを支えてきたのも知らずに「いままで英訳など無くてやってきたのだから、そんなものはいらぬ」と言っていた。われわれが少人数で「ほかにやるものがない以上やるしかない（弊社の創設者の言葉）」とどんなに苦労してこの事業を続けてきたかお解りか。しかも、内閣府の方によると、英訳のほかに仏独露中などの訳もやるようなことをおっしゃっていたが、日本で日本語を使うのは当たり前のことなので、外国人で日本のことを知りたい方はきちんと日本語の勉強をして下さいと、日本語教育の充実をはかることのほうが先ではないのか。英語以外の日本法令の翻訳を政府がするなどというのはナンセンスである。法律の英訳にラテン語やフランス語を混ぜて使うのは英米法と大陸法の間を考えるとある程度は仕方がないのであるが。

(社)日本経済団体連合会

(社)日本貿易会

(財)英文法令社

中間報告において政府が行うものとしていることを要約すれば、平成17年度中に翻訳ルールを策定し、これを使用した14本の法律を翻訳して公表し、平成18年度以降3年間で、各府省がそれぞれ行うべき「翻訳整備計画」を策定し、翻訳そのものは各府省の責任において行う、というのである。これらの方針の説明に当たっては、翻訳の整備は本来民間で行うべきものであり、この事業は民間の取組を補完するものである、との論調である。しかも将来の改正への対応については、「当該府省が改正に対応する翻訳を行うことが考えられる。(但し民間等において改正への対応がなされる場合はこの限りではない。...)」とし、新規立法に関しては、「民間での取組を原則としつつ、所管府省において、利用者のニーズ、民間等における翻訳の実施状況等を踏まえて、適宜対応することを検討すべき」と、原則として民間対応に委ねる趣旨にも解せられる。

そもそも、民間に、あるいは政府内部に一定の翻訳が存在はしたが、統一性がないこと、翻訳の質が信頼できる程度のものでないことが、一般的に共通した評価であった。また、実用に耐える翻訳を個別に行うには高額な費用を要し、個別重複的にこれを行うことは、無駄でもあり、また費用負担できるものしか利用できない結果となる。実用に耐え得る翻訳は採算性が低いことから、民間の商業ベースでは現に行われてこなかった現実がある。

他方で、国際取引の円滑化、対日投資の促進など経済面からも、国の透明性を高め、発展途上国への法整備支援や在日外国人の生活のためにも、「国のインフラストラクチャー」として不可欠なものであるとの認識は、共通のものであった。それと同時に、「民間に委ねては実現しない」という現実から、政府のプロジェクトとして推進される方針が決定されたのである。

本中間報告は、このような経過と現実を捨象して、あたかも「本来民間で行うべきこと」であるとの原則に基づいて検討しているかのような外観を呈している。まず、このような基本姿勢には疑問を述べざるを得ない。プロジェクト発足の理由に立ち返り、民間活力も利用しながらも、必要な法令の良質な翻訳が法改正にも対応しながら恒常的に発信できる体制を作るため、まず政府として責任を持って基盤整備を行うとのスタンスをまず明確にした上で、全体の構想を再検討される必要があると考える。

日本弁護士連合会

本中間報告書は、このプロジェクトが全府省に横断的なものであるにもかかわらず、予算措置に関して明確な提言をしていない。むしろ「政府がその負担によって行う個々の翻訳の適否については、毎年度の予算編成過程において個別的な検討を行うことも必要となるが、関係府省は、計画どおりに翻訳整備を推進できるよう最大限努めるべきである」として、政府負担で行う範囲も不明確なまま、関係府省に関しては「努力義務」と読み取れるような表現にとどまっている。政府プロジェクトとして実施することの第一の意義は、まず政府が予算化することであり、それも各府省に委ねるのではなく、統一的な予算措置である。最終報告までにこの点を明確にされると共に、平成18年度はもはや困難なのであれば、せめて平成19年度以降の予算に関しては、検討と並行して統一的予算獲得に努力されることを期待したい。

なおこれに関しては、政府の財政状況の厳しさに鑑みて、予算を抑える工夫もまた当然に必要である。3年計画においては、重要度・必要性を吟味して翻訳の優先度を決めて着手するなど、無駄のない事業の進行が求められよう。また上述のように、低品質の翻訳による結果的なコスト高などを避けるなど、システムとして事業費用を効率的に使用する工夫も重要である。下記に提案する恒常的組織は、記載のとおり必ずしも大組織は必要がないと見られるので、具体案を検討する中で必要な予算を見極め、国の重要施策としての予算化を、強く要求していくべきであろう。

日本弁護士連合会

<p>すべての法令の外国語訳を政府が手がけるというのが理想であると考えますが、膨大な数の法令の外国語訳を政府のみが手がけるというのでは、多分迅速な対応ができないでしょう。そこで、民間等で翻訳したものを監修していく方法も採用すべきであると考えます。</p> <p>更に、民間には数多くの法令翻訳が存在し、政府がより多くの法令の外国語訳を広く海外へ提供し且つ翻訳が公定訳ではなくデファクトスタンダードでよいとの考えであれば、政府で翻訳する必要はなく民間翻訳を政府が買取り、これに修正を加えることでよいはず。政府が買い取ることにより民間にインセンティブを与えることになり、一層の翻訳が民間で行われ、経費削減にもなり且つ民間活力にも役立つものと考えます。</p>	<p>日本司法書士会連合会</p>
<p>基本的に、日本法を英語訳するというスタンスが問題だと思います。アメリカ企業は翻訳のコストを負担するだけの資力があります。採算性などで民間の取組が不十分だった分野・・・とあるわけですが(中間報告5頁)、採算性で問題のある分野は、むしろ外国法の日本語訳の方です。インドやガーナの国の身分法を日本の裁判所で適用しなければいけないのですが、その法令の検索・翻訳はとても大変です。官民の役割分担の観点からも、資力のあるアメリカ企業のために税金を使って日本法を英語に訳す合理性はないように思います。</p> <p>日本の中小企業が海外進出する事例は多くあるわけですが、中国だけでなく、東南アジア諸国の諸法令がどうなっているかは日本の中小企業にとって関心の高いところではないかと思えます。しかし、その諸外国の法令を日本語に訳すコストは中小企業が負担するには重たいものがあると思えます。そういうところこそ、政府が税金を使って外国法令を日本語に訳す援助をする意味があると思えます。たとえば、次のような話を耳にしたことがあります。日本企業が中国に進出した。翻訳してもらった書面からは、日本企業担当者は、リスクを読み取れなかった。しかし、元文書作成者は、リスクの有無を意識した文書を作成していた。そのため、日本企業は莫大な損害を被った。こういう事例でも、中国法の基本的法令の知識について、当該現地担当者だけでなく、国内の法務担当者も含めて、日本語での理解が深まっていれば、そういう損害は被らなかったのではないかと思われ。これに対し、アメリカ企業が日本に投資あるいは日本企業を買収しようとするときに、日本の法令が英語で翻訳されていれば、アメリカ企業にとってはよいでしょう。しかし、日本の税金の使い方として、まずは日本企業のために、そして、日本企業を買収しようとする大企業のためではなく、翻訳コストの負担が厳しい中小企業のためにこそ、税金を投入すべきではないでしょうか。</p>	<p>弁護士・男</p>
<p>法律は国家の基本ですので、その翻訳も国が責任を持ってやるべきだと思います。そもそも、今まで国がしてこなかったことが信じられません。霞ヶ関という最高のシンクタンクを使えば、きっとよいものができるはず。民間に任せると、安かろう悪かろうになるのは目に見えています。安心して使えるものを作るためにも、国がしっかり取り組むべきです。郵政のように、あとから民営化することも十分考えられるのですから。</p>	<p>学生・男</p>
<p>このプランでは、3年後以降のビジョンがよく分かりません。リバイズしていく体制は必要ですね？民間に任せられるものは民間に、とは正にその通りですが、立法は民間にはできないですね？だとすれば、法律の翻訳は、政府が責任を持って行うべきでしょう。他国ができて、日本ができない訳はないと思います。</p>	<p>学生・男</p>

良質の情報発信を継続的にしていくためには、(1)翻訳体制、(2)翻訳完了後の管理維持体制、(3)資金の手当て、を確固たるものにする必要がある、これらの点について実効性のあるプランを検討されることを望む。

(1)については、我々のプロジェクトの作業過程において明らかになりつつあることであるが、翻訳者不足は決定的である。人的インフラの充実は一朝一夕にできるものではなく、本作業を大規模に進めるにあたってこの点をどのように克服するのか、実務界も含めた諸方面の知恵を結集する必要がある。

(2)当面翻訳対象が確定し、その翻訳作業が順調に進行したとしても作業はそれだけに終わらない。その後法改正に応じたアップデート、そのための改正状況のウォッチ、新規法令の成立に応じた対応等、法律はいわば「生き物」であり、かかる存在としての法令を常時観察し、フォローしなければ翻訳してもそれはすぐに陳腐化しかねない。このための人的組織を構成することは本作業にとって不可欠であろうと思われ、検討されることを望む。

(3)本作業には、翻訳費用、維持管理費用ともに相当規模の予算が必要であろうと思われる。このため国の財政的サポートの確保が不可欠であろう。なお、英文化した法令情報を有料で提供することにより将来的に独立採算で運営する仕組みとすることが適当か否か、需要との関係でそのような有料化が可能か否かについても検討が必要である。

大学教員・男

(2) 政府による翻訳整備の具体的な在り方

翻訳実施計画では、「個々の翻訳の適否については、毎年度の予算編成過程において個別的検討を行うことも必要となる」と記載されており、単に各省庁の努力目標に止まっているかのような印象を受ける。翻訳実施計画は、政府の責任・義務の下で、確実に実施していく必要がある。そのために必要な体制的・財政的裏付けとなる十分な予算措置を講ずることを明確にすべきである。

(社)日本経済団体連合会

法令外国語訳は、わが国がグローバル化した国際社会に対応し、国際的な競争力を強化していくための基本的な基盤(インフラストラクチャー)である。上記の目的に鑑み、既に外国語訳が存在する法令の改正や新規立法の場合を含め、必要性、緊急性の高い法令を選択し、速やかに翻訳を行う必要がある。

「中間報告」によれば、「政府は、平成18年度から20年度までの3年の期間を対象とした翻訳整備計画を策定し(中略)所要の措置を講ずるべきである」としているが、同計画の終了する平成20年度以降においても、政府の責任において「統一かつ体系的な法令外国語訳を可能にする体制」を整備、改善すべきである。

実務上、政省令が重要な役割を担っている法律に関しては、政省令の外国語訳についても整備する必要がある。

日本商工会議所

外国語訳はあくまで日本の法令の理解の一助と位置づけ、翻訳の正確さに過度に拘ることなく迅速に行うことを基本として頂きたい。

また、対日投資の促進に重要と思われる法令(会社法、起業結合に関する独占禁止法の運用指針、証券取引法等)や当事者が急に直面することになる倒産法などについては翻訳の優先順位を上げる等の見直しをお願いしたい。

(社)日本貿易会

関連省庁での翻訳対象法令の選定の過程では、日本における諸外国のビジネス界の代表者に対し、最も関連があり役立つという観点からの意見を機会あるごとに聴取する姿勢を政府によって継続されることを望む。さらに、商法および新会社法などの基本法の翻訳に加え、施行法、政省令まで掘り下げて翻訳することによってFDI 推進という基本目標は、一層促進される。

中間報告に添付された主要な法令一覧について述べれば、FDI 目標が課された金融サービス部門に関連する法令を一段と強調する必要があると考える。日本の FDI は、主に 1990年代の日本の資本市場の自由化の結果として成長を遂げたものであり、ゆえに、法令の選定はこの基本的事実に沿ったものでなければならない。

在日米国商工会議所

<p>欧州連合は、基本法(民法、刑法および個人情報保護に関する法律)、知的財産関連法、経済関連法(独占禁止法、製造物責任法、消費者契約法)、行政手続関連法、および労働関連法など法律14本の翻訳を、翻訳整備対象の選定を待たず、2005年度中に実施するという検討会議の計画を歓迎します。</p> <p>中間報告で示されている200本の法律には広範な産業部門にわたる多様な法令が含まれていますが、そのほかにも翻訳対象の法令や規則には、日本在住外国人の日常生活や労働環境に関するものも含むべきであります。</p>	<p>駐日欧州委員会代表部</p>
<p>EBCは、最終的にすべての法令が英訳されることを望みます。特定の優先項目だけに翻訳対象を絞ることは、多くの企業にとって多大の重要性をもつ法律が抜け落ちるリスクをつねに伴います。</p>	<p>欧州ビジネス協会</p>
<p>平成18～20年度の体制については、「翻訳整備計画」を立案するだけで、基本的には所管の各府省に任せることになる。本件に関する人員の配置も予算も、各府省に委ねられる趣旨であれば、その実効性は疑問である。位置づけをして行う省とそうでない所のばらつきも生じよう。しかも同年以降は、内閣官房は「連絡調整」を行い、連絡会議を年1回程度開催してフォローアップを行う程度の関与にとどまるとのことである。これでは、たとえ然るべき翻訳整備計画が策定されたとしても、予算の裏付けもない「連絡調整」だけでは、実行の確保は極めて難しいと言わざるを得ない。望ましいのは、現在の内閣官房の組織であれ、いずれかの専門組織であれ、一定の組織の統括の下にこの翻訳作業が行われることである。当然、高い質を確保できるだけの予算措置が必要となる。</p>	<p>日本弁護士連合会</p>
<p>中間報告は、平成18年度からは各府省が翻訳を行い、その良識による品質管理を期待する「分散方式」が想定されている。しかし、システムとしては分散方式よりも、翻訳機関が外注により翻訳を行う集中方式の方が格段に優れている。</p> <p>* 分散方式の問題点</p> <p>各府省の予算のシーリングの中でやりくりするので、予算が少なく人手が足りない府省では不満が増大する。外注する場合には低予算での入札方式によるため、「安かろう悪かろう」の翻訳外注となってしまう危険性が高い。品質の悪い翻訳の改良は、新たに翻訳すると同じだけの労力が必要となるので、結局二度手間になりコスト高になってしまう。府省内で品質管理のための十分な人手が確保できない場合は、学者や渉外弁護士のボランティア活動に期待することになるが、品質の悪い翻訳のチェックや再度の翻訳は、到底ボランティア・ベースで対応できるものではない。</p> <p>* 集中方式の利点</p> <p>各府省が分散して負担する翻訳コストと作業を一つの機関に集中した場合、良質の翻訳者の確保や教育・管理が一元的に可能となる。これにより上記分散方式のような「二度手間・コスト高」を避け、低品質の翻訳をあらかじめ排除できるので、全体にコスト・パフォーマンスの優れた翻訳が得られる。また、集中管理によって均質かつ高品質が確保される。EUでもフランスでも、高品質で低コストの翻訳を確保する秘訣は、「良質の翻訳者の確保」と「教育と管理」にあるということである。分散管理ではこれができない。</p>	<p>日本弁護士連合会</p>

政府内のいずれかに、できるだけ早い時期に本格的組織を設置する必要がある。平成18年度の3年計画開始時に間に合うのが理想的であるが、それが困難だとしても、3年計画進行途中には新規組織における本格的事業の開始が望ましい。また、3年計画により約200本近い高品質の翻訳が完成した場合でも、その後の標準対訳辞書のメンテナンス、辞書改良に伴う既存訳の修正、新規立法や法改正への対応、アクセス体制の管理など、継続的な対応組織が必要となる。

各府省による新法令や法改正翻訳への対応は困難が予想されること
 時代の変化が激しくなり、議員立法も増え、新立法はますます増加することが予測されるし、既存法の改正も同様である。これに対して、各府省に新法・改正法の迅速な翻訳作業を求めることは、予算と人手不足の理由で大きな抵抗のある現状からみて、期待しえない。

民間による法令翻訳の促進は期待できないこと
 会社法・証券取引法など、外国企業のニーズがあるもの以外は民間が手がける可能性は低い。それ以外の法令は、完備した標準対訳辞書ができた程度では、コストに見合わないから、民間が良質の翻訳を迅速に提供することはない。仮に民間で翻訳する場合でも、無料でインターネットで公開することはせず、翻訳を独占して高い利用料を求めることになる。現在、ある民間企業は、証券取引法の英訳を10万円以上で提供している。翻訳を独占できなければ、コストに見合わないから民間は取り組まない。

法令の外国語訳をあまねく利用に供することが本事業の眼目であり、それは無料か、少なくともかなり低廉な価格で提供することを意味する。中間報告では、平成20年度から、民間まかせになるニュアンスであるが、おそらく、構想された体制で出来ることはせいぜい翻訳辞書のメンテナンス程度にとどまるであろう。

日本弁護士連合会

恒常的組織としては、一つの例として以下のようなものが考えられる。

- 翻訳機関の仕事
- a 翻訳事業の統括(翻訳自体はアウトソーシング, 所轄府省監修)
 - b 翻訳辞書の策定, メンテナンス, 改善。辞書改良にともなう既存訳の修正
 - c 法改正や新法に対応した翻訳の品質管理
 - d 翻訳対象法令, 下位法令・ガイドライン・通達などの選定
 - e 翻訳業者または翻訳者の発掘, 教育, 管理と翻訳作業管理
 - f アクセス体制の一元管理・機能性に富む情報の提供

組織の構成
 公務員が削減される中で、新たに大規模な組織を作ることは難しいと思われるが、各府省及び民間での作業を統括する継続的な組織は必須である。その規模は必ずしも大きなものではなくても良く、構成として、以下のような人員配置が考えられる。

- a シニアの研究者(民事法専攻あるいは英米法専攻)・実務家
- b 中堅の研究者(公法・刑事法専攻, 民事法専攻, 経済法産業法専攻)・実務家
- c 補助スタッフ
- d コンピューターの専門家

日本弁護士連合会

限られた資源や人材を投入しての翻訳作業であることから、法令訳に優先順位を設け、翻訳にあたっては、まず実体法を翻訳しその後その実体法に関連する手続法を翻訳するという順序が望ましいと考えます。

日本司法書士会連合会

<p>今後の国際社会における円滑な企業経営と企業秩序の維持のためには、労働基準法のみならず、施行規則(実務上は施行規則が、運用上、重要な意味を担っている場合があります)を含めた、労働法の統一訳のニーズがますます高くなっており、早急な確立が求められております。施行規則に至るまで全てを早急に、というのは無理といたしましても、企業経営の規範となる就業規則作成・運用の上で必要とされる実務に則した条文より、順次優先度を上げて、統一訳を確立されることを期待いたします。</p>	<p>全国社会保険労務士会連合会</p>
<p>特に、金融・銀行法制の分野が手薄でないでしょうか。</p>	<p>-・男</p>
<p>行政法関係・刑事法関係の英訳は後回しにしてください。時間をかけてやるのではなく、完璧でなくても良いから、大至急最優先でやってほしいと思います。インターネットで公表すれば、いろいろな意見が出てくるでしょうから、それらの意見を聞いて必要があれば訂正すればいいと思います。</p>	<p>弁護士・男</p>
<p>「別添資料」に示された原案に概ね賛成です。</p>	<p>大学教員・男</p>
<p>英訳する法律リストを見ると、既に官庁がホームページに載せている翻訳がそのまま載っているものが多いように思う。本当の新規翻訳が少ないではないか？単なる検索リンクなら既にあるので、ぜひ翻訳法律の数をもっと多くして欲しい。会社法の翻訳はもっと早く完成して欲しい。税法関係の法律を翻訳しないのはなぜか？必要。</p>	<p>弁護士・男</p>
<p>翻訳数が不足。役所ごとのばらつきが大きいのでは。日本語の六法を参考に、翻訳する法律を見直すのがよい。研究者、実務家でよく使われる基本的六法である三省堂の模範六法は、461件の法令が収録されている。最低限の翻訳法律として、最低限この程度はカバーする必要があると思う。</p>	<p>大学教員・男</p>
<p>掲載の法律では、各分野の基本的部分がカバーされていない。各分野別に翻訳範囲の統一性がない。</p>	<p>会社役員・男</p>
<p>政府に、翻訳局のような部署を再建して、取り組むべき。緊急性が認識されていないのでは。金融関係の英訳が明らかに不足。政省令レベルも必要。</p>	<p>弁護士・男</p>
<p>まず基本六法の完璧な訳を公表して欲しい。各役所のホームページを探しても、基本六法の英訳がどこにもない。市販の基本六法の翻訳は、改正に対応した最新のものが出ない。日本語と英語では市販の状況がかなり違う。政府が翻訳化するのに3年間は時間がかかりすぎ。</p>	<p>学生・男</p>
<p>大学のスタッフや弁護士をメンバーにして「翻訳研究局」を政府機関として作る。翻訳対象は、役所別でなく、分野別に見直す。</p>	<p>- - -</p>
<p>会社法や破産法の翻訳をもっと早くしてほしい。取引先からクレームがきている。「法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告」のような難しいものを翻訳しているのだから、できると思います。民間でできることは、やはり限られています。ある程度は、役人が先鞭を付けてくれることを期待しています。</p>	<p>会社役員・男</p>
<p>「民間に期待」とか、「民間原則」などと言われますが、実際にはどうなのでしょう。お役人のことなので、政治家の「前向きに善処します。」と言って何もしないことになってしまうのでは？しかも、やるにしても、お役所が予定しているのは、我々が望んでいるものではないように感じます。もっと生活に密着した、労働法や、医療法が必要ではないですか？</p>	<p>会社員・男</p>
<p>日本は法律だけではなく、規則といったもので動いているのが現実かと思います。最近の新聞でも、告示が、役人の権限になっているという記事が掲載されていました。ですから、そういったものまで翻訳する必要はあるのではないのでしょうか。真剣に外国人のことを考えるのであれば、刑法、民法の早期翻訳は勿論のこと、労働基準法、健康保険法、国民年金法、所得税法なども翻訳の必要はあるでしょう。</p>	<p>会社員・男</p>

私は今まで多くの外国人労働者とおつきあいをしてきましたが、彼らが最も関心を持っているのは、その権利の保護だと痛感しています。つまり、労働関係の法律の翻訳が必要ではないでしょうか。彼らが使うか否かはともかく、「ある」と実感できることが大切です。日本が世界に通用する国となる第一歩です。今後も継続して取り組んでくださることを期待しています。	自営業・男
会社法はもっと早く翻訳すべきではないでしょうか。今夏は、新聞がその話題で持ちきりでした。他にももっと早くやるべきものがあります。省庁ごとの翻訳にこだわらず、政府が一丸となって取り組んでください。新しい役所を作るぐらいの気概を見せてください。	会社員・男
役所はどのような基準で、翻訳予定の法律を選んだのでしょうか。その選択に疑問を感じています。	自営業・男
割と有名な法律も翻訳してください。	自営業・男
日本は今、「ビジットジャパン」を進めていますよね。それならば、すべての法律を翻訳して、外国に自慢できるくらいにしてください。間違いがあってもいいと思います。日本語がまともに使えない社員も増えてきている中で、翻訳に完璧を求めること自体がナンセンスです。まずは、数です。そのあとで、じっくりと質を上げていくのも一孝かと思います。	会社員・男
日本の法律は、全部で5000くらいだと聞いています。もっと翻訳する数を増やすべきではないでしょうか。最低限、判例六法ぐらいのボリュームです。判例の翻訳もあると便利でしょう。司法改革で、裁判所の判例形成能力が高まっている時代です。是非、翻訳してください。	学生・男

(3) 政府による基盤整備後の翻訳推進の在り方

法令の改正や新規立法等についても継続的に翻訳を進めていく必要がある。中間報告では、今後、継続的に法令の外国語訳を推進する体制について、明確な方向性が示されていないが、法令翻訳の公益性、公共性に鑑みて、当面、政府が責任をもって継続的な翻訳作業を行う方針を明確にすべきである。政府において、作業の司令塔役を担う専門の部署を速やかに設置することが強く求められる。	(社)日本経済団体連合会
EBCはさらに、新しい法令の早期の起草段階に所管府省に翻訳作業を開始させるという案を歓迎します。日本経済を国際競争力ある真に開かれたものにするため、新しい法令はすべて、日本語の草案と平行して英語版も準備することが不可欠であるとEBCは考えています。 これは、パブリックコメント手続への有意義な参加機会を外国企業に提供するとともに、グローバルなベストプラクティスについての貴重な情報を新しい法令の早期の起草段階に日本政府にもたらし、日本で活動する外国企業にとってのビジネス・コストを大幅に引き下げることになるでしょう。 EBCは、法令の起草を2か国語で並行して同時に進めるなら、内容を両方の言語で理解可能なものにするよう注意を払う必要があるため、外国人にとってだけでなく、日本人の読み手にとっても明確性が高まると考えます。日本の法令がこうしたテストに合格することを確保することは、やがては、グローバル・ビジネスにおける日本語の地位向上にも寄与するでしょう。	欧州ビジネス協会

<p>改正への対応については、民間対応がない場合は当該府省が行い、新規立法に関しては、民間での取組を原則とし、それがなければ所轄府省が利用者のニーズと民間での実施状況を踏まえて、適宜対応することを検討すべきとされている。民間対応に依拠する姿勢が明確である。この翻訳事業は、当初の翻訳が質の高いものであるだけでなく、その後の改正に対応してすみやかにアップ・トゥ・デートされなければ、意味がない。改正がなされたら、直ちに修正を入れる必要がある。修正されない翻訳が公表され続けた場合、それは有害ですらある。民間での対応をまず待ち、それがなければ所管府省で行うような体制では、到底即座に対応することは期待できない。改正に対しては、所管府省の責任において改正を同時に行うか、そうでなければこれに即時に対応して翻訳する常設組織が必要である。</p> <p>また、新規立法への対応に関して、少なくとも、その法律の翻訳の必要性については、所管府省のみの判断に委ねるのではなく、然るべき検討機関が必要である。翻訳すべき法律の選定は、所管府省の判断のみではなく、より高い観点から決定される必要があるからである。</p>	<p>日本弁護士連合会</p>
<p>定期的なメンテナンスがなければ、翻訳としての価値が減価することになります。専門作業チームによる定期的なメンテナンスを実施することを要望致します。</p>	<p>日本司法書士会連合会</p>
<p>法改正への対応もしっかりやって下さい。</p>	<p>学生・男</p>
<p>既に施行されている改正法と流通している改正前法令翻訳との齟齬に基づく混乱を回避するため、改正法についても早期に翻訳をup dateするシステムの構築を求める。</p>	<p>弁護士・女</p>
<p>5 法令の翻訳の利用(アクセス)を容易にする体制の整備</p>	
<p>(1) 基本的考え方</p>	
<p>基本的考え方に賛成です。</p>	<p>日本司法書士会連合会</p>
<p>(2) インターネットの活用等によるアクセス体制の整備</p>	
<p>翻訳は活発に利用されて初めて本来の意義を持つことから、利用者が翻訳を利用しやすい仕組みを築き上げる必要がある。第1に、政府の責任で、翻訳法令を容易に利用できるアクセスポイントを立ち上げる必要があり、具体的な目標(提供内容、提供開始時期等)を設定して作業を進めることが求められる。その際、キーワードによる検索機能、日本語の原典と翻訳を同時対照できる表示機能、翻訳ルール収録語の付加情報を瞬時に見られる参照機能など、利便性に十分配慮した機能的な仕組みとすべきである。また、外国語訳は基本インフラであり、無償提供を原則とすべきである。</p>	<p>(社)日本経済団体連合会</p>
<p>国内外の利用者の利便性に鑑み、一元的に閲覧できる専用ホームページを設けるとともに、検索機能や日本語との参照機能などの諸機能を加えるなど、利用者の立場に立ったアクセス体制を整備すべきである。その際、日本の法令データを提供しているホームページ「法令データ提供システム」(総務省行政管理局)との連携を強化すべきである。</p>	<p>日本商工会議所</p>
<p>翻訳が広く利用されるよう誰でも、何処からでもアクセスでき、容易に検索できるインフラ整備をお願いしたい。</p>	<p>(社)日本貿易会</p>
<p>検討会の法令翻訳の入手しやすさへの配慮に対しては、称賛の意を示したい。政府に対しては、法令規翻訳を書店、図書館、統合Webサイト(電子コピーが直に保管されたもの、他の省庁に保管された翻訳物への直接リンクがあるもの、または Adobe Acrobat や Microsoft Word との互換性がある形式の読み取り可能なファイル形式でのもの)などの公共の場所に集約することを提言する。翻訳の入手手段と2008年のプログラム終了後、政府機関または独立行政法人によって管理されることになるWebサイトを継続的に保守するための検討会の努力に対し、ACCJは今後も助力する所存である。</p>	<p>在日米国商工会議所</p>
<p>インターネットももちろん使うべきである。ただし、翻訳のコストと受益者負担を考えれば有料での公開にするべきかもしれない。</p>	<p>(財)英文法令社</p>

<p>翻訳に誰でも簡単にアクセスするためには、政府のホームページ等を利用してインターネットでアクセスできる環境を整備すべきであると考えます。</p>	<p>日本司法書士会連合会</p>
<p>ネット上でもいいので、無料で公開してもらおうことが必要だと思う。</p>	<p>-・男</p>
<p>翻訳を利用する環境としては、政府が日本語で提供しているような、単語別に検索する機能を付ける必要あり。</p>	<p>会社役員・男</p>
<p>現在、主務官庁に、法令の翻訳についていかなる民間企業が行っているか照会しても特定して教えていただけなく、Web上の検索も限られたため、法令翻訳へのアクセス自体が非常に困難であった。また、いかなる省庁が当該法令の主務官庁となるのかを把握もなかなか難しい。民間企業の法令翻訳についてのリンク、翻訳ルールに準拠しているか等の政府の判断等をWeb上で広く公開することも含め、法令翻訳についての情報を一元的にデータベース化を進めることを求める。</p>	<p>弁護士・女</p>
<p>お役所のホームページを見ても、日本語の法律すらどこにあるかよくわかりません。いわんや外国語をや、です。どこか、専門のページで公開していただけることを要望します。パソコンがない人のために、紙ベースで発行することも考えられるのではないのでしょうか。加除式がいいと思います。そうすれば、継続的に使えて、効率的ではないのでしょうか。</p>	<p>学生・男</p>
<p>完成した辞書のアップデートには、ぜひとも我々ユーザーの意見を取り入れてください。せっかく、デジタル放送が始まり、意見の発信が容易になるのですから。インターネットで公開して、意見を随時取り入れるのもいいですね。サーチエンジンも大事です。ネットの技術を駆使すれば容易でしょう。電子辞書でさえ、一つの言葉から次々に理解を深められるだけのジャンプ機能があります。要は、使いやすいように、分かり易い、そのことだけです。</p>	<p>学生・男</p>
<p>6 翻訳ルールの維持等について</p>	
<p>英文法令社は文部科学省所管の財団法人である。英文法令社は公益法人であり、株式会社ではないので、著作権は持っているもののその保有する知的財産は公のものであり国民の財産である。したがって、政府が取り組む翻訳作業には、英文法令社の翻訳本をベースに行うことにより、翻訳作業を効率的に行うことができる。英文法令社の法令の翻訳本は既に国内の弁護士事務所等や海外に広く利用されており、翻訳の方法(改正をどうやって旧法に織り込むか)や販売のノウハウと翻訳者との契約方法についてのノウハウを持ち、かなりの顧客をもっている。しかしながら、昨今、法改正が多く、翻訳が追いつかないのが現状であるのも事実である。そこで、英文法令社を内閣府直轄とし、各省庁より担当者を出向させ、官民共同で日本法令の翻訳の中核機関としたらどうであろうか。英文法令社を是非活用して欲しい。</p>	<p>(財)英文法令社</p>
<p>事業の持続性を確保するためにも、具体的な受け皿を作るべきで、専門の独立行政法人を設立し、統括的な組織として位置づけるとともに、民間から情報を得るなどの協力体制をとるべきであると考えます。</p>	<p>日本司法書士会連合会</p>
<p>具体的受け皿としては、やはり政府でしょうか。大学でもよいかもしれませんが。例えば、「翻訳局」などの確たる機関を設け、専門職員を揃えてしかるべき事業だと考えます。民間の翻訳は、あまり当てにできないのが現状です。時代に逆行するような話ですが、きちんとした機関の設立を設けることを期待しています。</p>	<p>会社員・男</p>
<p>「事業の持続性の確保が何より重要と考えられる」との基本認識が示されていますが、翻訳の継続的作業を行うための体制について、その受け皿となる場所が決まっていないことを懸念致します。最終報告には盛り込まれることを大いに期待しています。</p>	<p>大学教員・男</p>

7 おわりに - 最終報告に向けて -

その他

<p>翻訳整備対象を特定するにあたり、この問題に関して直接的な利害関係を有する欧州の企業や法律の専門家の意見を積極的に求めるよう、検討会議に奨励したいと思います。法律用語の標準的対訳を検討する際、これらの企業や専門家は、主要な外国の貿易パートナー間に存在する法的概念の多様性、そして、そこから派生する問題に対しても考慮を加えるという意味でも大いに貢献できることでしょう。</p> <p>欧州委員会は、長きにわたって、莫大な数の公式文書をEUの19の公用語へ翻訳を行ってきた経験を有しています(詳しくは、http://europa.eu.int/comm/translation/index_en.htm を参照)。この経験を活かし検討会議または作業部会での作業を支援すべく、欧州の法律・言語の専門家を参加させることを提案致します。</p>	<p>駐日欧州委員会代表部</p>
<p>英語訳にあたってはコモンロー及びエクイティーに通じた翻訳となるよう英国法及び米国法のエキスパートが参加する構成として頂きたい。また、翻訳のユーザーとなる外国人をより多く含めることも検討して頂きたい。</p>	<p>(社)日本貿易会</p>
<p>現在、研究者や弁護士の作業部会員によって、標準対訳辞書の整備と14本の法律の試訳作業が実施されているが、既にボランティア・ベースとなっている。画期的事業の実現のために各個人やその所属機関が協力して、到底個人ではなし得ない作業量の仕事を行っているのが実態である。本事業の今後の作業が、このような在り方を前提として企画されてはならない。</p>	<p>日本弁護士連合会</p>
<p>法令外国語訳の検討は、研究者や大学関係者でもごく一部しか知られていない。せっかくの取り組みなので、もっと広報をした方が良くと思う。</p>	<p>大学教員・男</p>

項目は中間報告に対応し、寄せられたご意見は、事務局において、該当すると思われる項目に振り分けている。各ご意見の右の欄は、ご意見をお寄せいただいた個人及び団体を記載している。なお、個人については、職業及び性別のみを記載することとし、回答のなかった項目については「-」としている。各ご意見を記載するに当たっては、内容を一部要約したり、抜粋するなどしている。